

新潟県公安委員会規則第1号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年1月31日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
<b>別表</b>				<b>別表</b>			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
西蒲警察署	(略)	新潟市西蒲区三方	新潟市西蒲区のうち井随、茨島、今井、大曾根、大原、国見、熊谷、称名、番屋、美里、南、山口新田、 <u>鎧潟、卯八郎受(旧潟東村)、遠藤、五之上、三方、横戸</u>	西蒲警察署	(略)	新潟市西蒲区番屋	新潟市西蒲区のうち井随、茨島、今井、大曾根、大原、国見、熊谷、称名、番屋、美里、南、山口新田、鎧潟
	新潟東駐在所				横戸駐在所		
(略)				(略)			
(略)				(略)			
上越警察署	高田交番	(略)	上越市のうち東本町1・2・3・4・5丁目、北本町1・2・3・4丁目、西城町1・2・3・4丁目、北城町1・2・3・4丁目、東城町3丁目、大手町、本城町、稲田1・2・3・4丁目、高土町1・2・3丁目、高土町受地、栄町、幸町、 <u>平成町(567より前の番号の番地)</u> 、大字四ヶ所、下稲田、寺、戸野目、戸野目古新田、門田新田、西市野口、上稲田	上越警察署	高田交番	(略)	上越市のうち東本町1・2・3・4・5丁目、北本町1・2・3・4丁目、西城町1・2・3・4丁目、北城町1・2・3・4丁目、東城町3丁目、大手町、本城町、稲田1・2・3・4丁目、高土町1・2・3丁目、高土町受地、栄町、幸町、 <u>平成町</u> 、大字四ヶ所、下稲田、寺、戸野目、戸野目古新田、門田新田、西市野口、上稲田
	上越妙高駅前交番	(略)	上越市のうち南本町1・2・3丁目、南新町、南城町1・2・3・4		上越妙高駅前交番	(略)	上越市のうち南本町1・2・3丁目、南新町、南城町1・2・3・4

		丁目、東城町1・2丁目、中通町、大町1丁目、南高田町、大和1・2・3・4・5・6丁目、子安新田、鴨島、鴨島1・2・3丁目、新南町、 <u>大字</u> 土合、脇野田、高田新田、今泉、稲荷、中田原の一部、下中田、島田、島田下新田、下箱井、中箱井、上箱井、五ヶ所新田、七ヶ所新田、丸山新田、下新田、岡原、寺町、木島、島田上新田、西田中、石沢			丁目、東城町1・2丁目、中通町、大町1丁目、南高田町、大和1・2・3・4・5・6丁目、子安新田、鴨島、鴨島1・2・3丁目、新南町、土合、脇野田、 <u>大字</u> 高田新田、今泉、稲荷、中田原の一部、下中田、 <u>大字</u> 島田、島田下新田、下箱井、中箱井、上箱井、五ヶ所新田、七ヶ所新田、丸山新田、下新田、岡原、寺町、木島、島田上新田、西田中、石沢
高田駅前交番	(略)	上越市のうち仲町1・2・3・4・5・6丁目、本町1・2・3・4・5・6・7丁目、大町2・3・4・5丁目、寺町1・2・3丁目、 <u>昭和町1・2丁目</u> 、上昭和町、御殿山町、大貫3・4丁目、大字飯、滝寺(通称福岡団地を除く。)、下正善寺、中正善寺、上正善寺、宇津尾、上綱子、中ノ俣、大貫(通称金谷、神山地区を除く。)、塚田新田、京田	高田駅前交番	(略)	上越市のうち仲町1・2・3・4・5・6丁目、本町1・2・3・4・5・6・7丁目、大町2・3・4・5丁目、寺町1・2・3丁目、 <u>昭和町1丁目</u> 、 <u>昭和町2丁目</u> (旧大字土橋を除く。)、上昭和町、御殿山町、大貫3・4丁目、大字飯、滝寺(通称福岡団地を除く。)、下正善寺、中正善寺、上正善寺、宇津尾、上綱子、中ノ俣、大貫(通称金谷、神山地区を除く。)、塚田新田、京田
春日山交番	(略)	上越市のうち新町、新光町1・2丁目、中門前1・2・3丁目、木田1・2・3丁目、木田新田1・2丁目、藤巻、春日山町1・2・3丁目、大豆1・2丁目、春日野1・2丁目、山屋敷町、大学前、藤野新田、富岡、大道福田、 <u>土橋</u> 、大字藤巻、土橋、岩木、滝寺の一部(通称福岡団地)、木田、薄袋、藤新田、宮野尾、牛池新田、春日、中門前、大豆、木田新田、中屋敷、寺分、藤	春日山交番	(略)	上越市のうち新町、新光町1・2丁目、中門前1・2・3丁目、木田1・2・3丁目、木田新田1・2丁目、藤巻、春日山町1・2・3丁目、大豆1・2丁目、春日野1・2丁目、 <u>昭和町2丁目</u> の一部(旧大字土橋)、山屋敷町、大学前、藤野新田、富岡、大道福田、大字藤巻、土橋、岩木、滝寺の一部(通称福岡団地)、木田、薄袋、藤新田、宮野尾、牛池新田、春日、中門前、大豆、

		野新田、富岡の一部(北陸自動車道南側の地域)			木田新田、中屋敷、寺分、 <u>愛宕国分、大場、毘沙門国分寺、藤野新田、富岡の一部(北陸自動車道南側の地域)</u>
直江津 駅交番	(略)	上越市のうち五智1・2・3・4・5・6丁目、五智新町、国府1・2・3丁目、石橋1・2丁目、西本町1・2・3・4丁目、東町、中央1・2・3・4・5丁目、栄町1・2丁目、新光町3丁目、石橋、加賀町、東雲町1・2丁目、住吉町、 <u>港町1・2丁目、大字五智国分、石橋、三交、居多、轟木、大場、毘沙門国分寺、黒井の一部(2473番地12から14)、高崎新田、虫生岩戸、愛宕国分</u>	直江津 駅交番	(略)	上越市のうち五智1・2・3・4・5・6丁目、五智新町、国府1・2・3丁目、石橋1・2丁目、西本町1・2・3・4丁目、東町、中央1・2・3・4・5丁目、栄町1・2丁目、新光町3丁目、石橋、加賀町、東雲町1・2丁目、住吉町、大字五智国分、石橋、三交、居多、轟木
三ツ屋 交番	(略)	上越市のうち安江1・2・3丁目、佐内町、三ツ屋町、下門前、田園、日之出町、塩屋新田、上源入、下源入、 <u>福田町、春日新田1・2・3・4・5丁目、川原町、八千浦、大字下門前、安江、塩屋新田、上源入、下源入、三田、三田新田、福田、福橋、三ツ橋新田、三ツ橋、小猿屋、小猿屋新田、下真砂(13番地から380番地4)、石橋新田、佐内、春日新田、松村新田、黒井(2473番地12から14を除く。)、上荒浜、下荒浜、夷浜、遊光寺浜、夷浜新田、西ヶ窪浜</u> 上越市頸城区のうち西福島、下吉、上吉、松本、市村、美しが丘、望ヶ丘、上三分一、下三分一、北四ツ屋、浮島	三ツ屋 交番	(略)	上越市のうち安江1・2・3丁目、佐内町、三ツ屋町、下門前、田園、日之出町、塩屋新田、上源入、下源入、大字下門前、安江、塩屋新田、上源入、下源入、三田、三田新田、福田、福橋、 <u>横曾根、三ツ橋新田、三ツ橋、小猿屋、小猿屋新田、下真砂(13番地から380番地4)、石橋新田</u> 上越市頸城区のうち西福島、下吉、上吉、松本、市村、美しが丘、望ヶ丘、上三分一、下三分一、北四ツ屋、浮島

(略)		
天野原駐在所	(略)	上越市のうち桜町、子安、とよば、大字天野原新田、下四ツ屋、西松野木、本長者原、長者町、今池、藪野、辰尾新田、東稲塚新田、上新町、下新町、上富川、下富川、子安、池、熊塚、下稲塚
上野田駐在所	(略)	上越市のうち平成町(567より前の番号の番地を除く。)、大字上野田、長面、下野田、茨沢、藤塚、下池部、吉岡、 <u>劔の一部(主要地方道新井柿崎線西側の地域)</u> 、四辻町、稲、上雲寺、新保古新田、本新保、本道、桐原、市野江、上池部、東市野口、野尻
(略)		
高士駐在所	(略)	上越市のうち大字高和町、元屋敷、稲谷、上曾根、下曾根、高津、飯田、森田、十二ノ木、北方、南方、大口、妙油、東京田、松塚、 <u>劔の一部(主要地方道新井柿崎線西側の地域を除く。)</u>
長浜駐在所	(略)	上越市のうち大字長浜、有間川、丹原、鍋ヶ浦、吉浦、茶屋ヶ原、西戸野、花立、中桑取、三伝、高住、下綱子、西山寺、小池、西鳥越、上宇山、下宇山、中桑取新田、鍛冶免分、西

直江津港交番	上越市港町2丁目	上越市のうち川原町、春日新田1・2・3・4・5丁目、港町1・2丁目、大字高崎新田、黒井、上荒浜、下荒浜(750・751番地を除く。)、松村新田、春日新田、夷浜の一部(県営住宅)、遊光寺浜
(略)		
天野原駐在所	(略)	上越市のうち桜町、子安、とよば、大字天野原新田、下四ツ屋、西松野木、本長者原、長者町、 <u>新長者原</u> 、今池、藪野、辰尾新田、東稲塚新田、上新町、下新町、上富川、下富川、子安、池、熊塚、下稲塚
上野田駐在所	(略)	上越市のうち大字上野田、長面、下野田、茨沢、藤塚、下池部、吉岡、 <u>劔</u> 、四辻町、稲、上雲寺、新保古新田、本新保、本道、桐原、市野江、上池部、東市野口、野尻
(略)		
高士駐在所	(略)	上越市のうち大字高和町、元屋敷、稲谷、上曾根、下曾根、高津、飯田、森田、十二ノ木、北方、南方、大口、妙油、東京田、松塚
長浜駐在所	(略)	上越市のうち大字 <u>虫生岩戸</u> 、長浜、有間川、丹原、鍋ヶ浦、吉浦、茶屋ヶ原、西戸野、花立、中桑取、三伝、高住、下綱子、西山寺、小池、西鳥越、上宇山、下宇山、中桑取新田、

		横山、諏訪分、小池新田、西吉尾、東吉尾、大淵、増沢、土口、北谷、西谷内、皆口、横畑
保倉駐在所	(略)	上越市のうち大字駒林、下百々、小泉、長岡、長岡新田、下名柄、下吉野、上吉野、上名柄、青野、石川、五野井、下五貫野、上五貫野、岡崎新田、田沢新田、福岡新田、飯塚、川端、中真砂、東中島、上千原、下真砂（13番地から380番地4を除く。）、 <u>横曽根</u>
(略)		
<u>柿崎交番</u>	(略)	上越市柿崎区のうち柿崎、法音寺、金谷、東谷内、雁海、栃窪、下中山、山谷、小萱、直海浜、高寺、阿弥陀瀬、下小野、柳ヶ崎、角取、行法、川井、下条、落合、上金原、桜町新田、上小野、川田、下金原、上直海、江島新田、荻谷、百木、上下浜、三ツ屋浜、馬正面、坂田新田、上下浜新田、竹鼻、 <u>米山寺</u> 、高畑、芋島、水野、下牧、平沢、 <u>岩野</u> 、 <u>下灰庭新田</u> 、 <u>黒岩</u> 、 <u>東横山</u> 、 <u>旭平</u> 、 <u>松留</u> 、 <u>上中山</u> 、 <u>猿毛</u> 、 <u>城腰</u> 、 <u>岩手</u> 、 <u>芋島新田</u> 、 <u>猿毛新田</u>
犀潟駐在所	(略)	上越市大潟区のうち犀潟、渋柿浜、潟守新田

		鍛冶免分、西横山、諏訪分、小池新田、西吉尾、東吉尾、大淵、増沢、土口、北谷、西谷内、皆口、横畑
保倉駐在所	(略)	上越市のうち大字駒林、下百々、小泉、長岡、長岡新田、下名柄、下吉野、上吉野、上名柄、青野、石川、五野井、下五貫野、上五貫野、岡崎新田、田沢新田、福岡新田、飯塚、川端、中真砂、東中島、上千原、下真砂（13番地から380番地4を除く。）、
(略)		
<u>柿崎幹部交番</u>	(略)	上越市柿崎区のうち柿崎、法音寺、金谷、東谷内、雁海、栃窪、下中山、山谷、小萱、直海浜、高寺、阿弥陀瀬、下小野、柳ヶ崎、角取、行法、川井、下条、落合、上金原、桜町新田、上小野、川田、下金原、上直海、江島新田、荻谷、百木、上下浜、三ツ屋浜、馬正面、坂田新田、上下浜新田、竹鼻
米山寺駐在所	上越市柿崎区 米山寺	上越市柿崎区のうち米山寺、高畑、芋島、水野、下牧、平沢、岩野、下灰庭新田、黒岩、東横山、旭平、松留、上中山、猿毛、城腰、岩手、芋島新田、猿毛新田
犀潟駐在所	(略)	<u>上越市のうち大字西ヶ窪浜</u> 、 <u>夷浜新田</u> 、 <u>夷浜</u> （ <u>県営住宅を除く。</u> ）、 <u>下荒浜の一部(750・751</u>

					番地) 上越市大潟区のうち犀 潟、渋柿浜、潟守新田
	(略)			(略)	
頸城駐 在所	(略)	上越市頸城区のうち島 田、五十嵐、下千原、 千原、諏訪、百間町、 上神原、下神原、北福 崎、榎井、下米岡、下 中島、城野腰、松橋、 松橋新田、舟津、森下、 宮本、北方、青野、宮 原、潟口、飯田、東俣、 柿野、川袋、下中村、 鶺ノ木、立崎、片津、 姥谷内、大坂井、田中、 下池田、西湊、岡田、 中柳町、上柳町、富田、 柳町新田、寺田、大谷 内、下柳町、中城、戸 口野、手宮、石神、石 神新田、塔ヶ崎、森本、 花ヶ崎、上増田、天ヶ 崎、大蒲生田、日根津、 上池田、大潟、玄僧、 矢住、中増田、下増田、 仁野分、手島		頸城駐 在所	(略) 上越市頸城区のうち島 田、五十嵐、下千原、 千原、諏訪、百間町、 上神原、下神原、北福 崎、榎井、榎下、下米 岡、下中島、城野腰、 松橋、松橋新田、舟津、 森下、宮本、北方、青 野、宮原、潟口、飯田、 東俣、柿野、川袋、下 中村、鶺ノ木、立崎、 片津、姥谷内、大坂井、 田中、下池田、西湊、 西港、岡田、中柳町、 上柳町、富田、柳町新 田、寺田、大谷内、下 柳町、中城、戸口野、 上泉、手宮、石神、石 神新田、塔ヶ崎、森本、 花ヶ崎、並木、川原、 上増田、天ヶ崎、大蒲 生田、日根津、上池田、 大潟、玄僧、矢住、中 増田、下増田、仁野分、 手島、石神古川
	(略)			(略)	
(略)				(略)	

附 則

この規則中別表西蒲警察署の部の改正は令和2年2月13日から、同表上越警察署の部の改正は同年3月1日から施行する。